

防衛省防衛政策局長

萬浪 学 様

日米共同訓練の実施に伴う米軍の  
鹿屋航空基地への一時展開に関する

要 請 書

鹿 児 島 県 鹿 屋 市

令和8年6月から9月の間に実施予定の複数の日米共同訓練において、海上自衛隊鹿屋航空基地に米陸軍のミサイルシステム タイフーン及びハイマースが、一時展開することになり、この間、米軍関係者が鹿屋航空基地の外に滞在することとなっています。

米軍関係者が市中で活動する場合には、事件・事故が発生しないよう、服務規律や交通安全ルール等の厳守が求められます。

については、今回の訓練の実施に当たり、下記の事項について要請します。

## 記

- 1 市民の安全安心を確保するため、事件や事故が発生しないよう安全対策に万全を期するとともに、一連の訓練の期間終了後（撤収作業に要する期間を含む）、速やかに撤収を行うこと。
- 2 訓練の詳細については、適宜、情報提供を行い、事前の情報と異なる状況が生じた場合は、その都度報告すること。
- 3 米軍関係者の市中での活動については、事件・事故等の発生防止に万全を期するとともに、服務規律や交通ルールの厳守について必要な措置を講じるよう、米側に要請すること。
- 4 万一、事件や事故が発生した場合は、国の責任において適切に対応するとともに、速やかに情報提供を行うこと。

令和8年5月22日  
鹿屋市長 郷原 拓男

